

憲法しんぶん速報版

第 144 号

2006 年 6 月 24 日

発行＝憲法会議

Tel 03-3261-9007

Fax 03-3261-5453

学習・宣伝で世論盛り上げ悪法廃案に

改憲反対の過半数世論をめざしつつ

第 194 通常国会に提出された憲法改悪手続法案、教育基本法改悪案、自衛隊法・防衛庁設置法改悪案、共謀罪などが秋の臨時国会に継続審議となりました。いずれも日本国憲法の枠組みを破壊するものであり、憲法改悪に向けて“外堀”を埋めようとするものです。学習・宣伝を強め廃案をめざすたたかいが焦点となっています。

憲法会議の役割発揮の時

「九条の会」は 6 月 10 日に開いた全国交流集会の場で、あらたな訴えを發表しました（要旨別項）。いかなる事態になっても憲法の改悪を阻止するため、過半数世論の結集をよびかけたものであり、同日の交流集会における討論は、すでにそうしたことをめざしたたたかいが全国各地で広がっていることを浮き彫りにしました。

今年 3 月に開かれた憲法会議第 41 回全国総会は、「『九条の会』の発展のために、その一翼を担って奮闘」することとともに、団体間の共同の推進や学習・宣伝面などにおいて独自の役割を發揮することをよびかけています。

憲法の改悪と密接に結びついた諸悪法について、自民党「新憲法草案」、民

「九条の会」の訴え

①「九条の会」アピールに賛同する広範な人びとが参加する「会」をつくり、過半数世論の結集を。

②大小無数の学習会を開き改憲案の危険な内容を学び、多くの人びとに広げよう。

③ポスター、意見広告やマスコミへの手紙などひとりひとりの意思を表明しながら「会」の仲間を増やそう。

④「会」を市区町村、学区、職場、学園に網の目のようにつくり相互のネットワークを強めよう。その成果を来年の第二回全国交流集会にもちよう。

主党「憲法提言」の危険性と結びつつ学習・宣伝を広げていくことは、まさに憲法会議が独自に担わなければならない課題です。

自衛隊法等の改悪案を提出

小泉内閣は第164国会終了直前になって、防衛庁設置法と自衛隊法の二つの改悪案を国会に提出しました。その内容は次のとおりです。

《防衛庁設置法改悪案》

- 一 防衛庁を防衛省とすること。
- 二 防衛省の長は、防衛大臣とすること。
- 三 防衛省の任務、所掌事務、組織等は、現行の防衛庁設置法に規定されているものと同様とすること。
- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。

《自衛隊法改悪案》

- 一 自衛隊の最高の指揮監督権、防衛出動の命令、治安出動の命令、海上警備行動の承認その他の内閣の首長としての「内閣総理大臣」の権限については変更せず、内閣府の長としての「内閣総理大臣」については、これを「防衛大臣」と改める等所要の改正を行うこと。
- 二 自衛隊は、主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、かつ、武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において、次に掲げる活動であって、別に法律で定めるところにより自衛隊が実施することとされているものを行うことを任務とすること。

1 我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に対応して行う我が国の平和及び安全の確保に資する活動

2 国際協力の推進を通じて我が国を含む国際社会の平和及びの維持に資する活動

- 三 第八章（雑則）に規定する機雷等の除去、国際緊急援助活動等、国際平和協力業務等、在外邦人の輸送及び後方地域支援等を第六章（自衛隊の行動）及び第七章（自衛隊の権限等）において新たに規定すること。

【三二解説】 防衛庁はこれまで内閣府の外局とされていたため、法案提案や予算要求などは内閣府（長は総理大臣）を通じてしかおこなえませんでした。独立した「省」になればこうした権限をもつことになります。

また、現在の自衛隊法では自衛隊の任務を直接侵略・間接侵略にたいする「防衛出動」と「治安出動」に限定しています（第三条）。そのため、PKO等協力法以来一連の海外での任務は、いずれも「第八章雑則」にもぐりこませ、自衛隊の本来の任務と区別されてきました。改悪案はこれらを任務を自衛隊の本来の任務にとりこみ、進行する米軍再編と一体となって行動する自衛隊の海外での活動のいっそうの正当化をはかろうとしています。

しかし、それでも「主たる任務の遂行に支障を生じない限度」、かつ、「武力による威嚇又は武力の行使に当たらない範囲において」と限定をせざるをえません。憲法9条があるかぎり、海外派兵を「主たる任務」にしたり、武力を行使を容認することができないからです。その意味で、防衛庁設置法と自衛隊法改悪は、憲法改悪の機運をいっそうおし進めるものとなるでしょう。